

○厚生労働省告示第百十三号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第四号の規定に基づき、臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目を次のように定め、令和五年四月一日から適用し、臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（昭和六十三年厚生省告示第九十九号。以下「旧告示」という。）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。ただし、令和四年四月一日において現に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において旧告示に掲げる科目を修得中の者については、旧告示の規定はなおその効力を有する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目

一 解剖学

二 生理学

三 生化学

四 医学概論

五 公衆衛生学

- 六 病理学
- 七 薬理学
- 八 免疫学
- 九 チーム医療概論
- 十 関係法規
- 十一 応用数学
- 十二 電気工学
- 十三 電子工学
- 十四 機械工学
- 十五 計測工学
- 十六 医用工学
- 十七 生物物性工学
- 十八 医用材料工学
- 十九 医用機器学概論
- 二十 医用治療機器学
- 二十一 生体計測装置学

二十二	臨床支援技術学
二十三	生体機能代行技術学
二十四	医療安全管理学
二十五	臨床医学総論
二十六	臨床実習